

焼 14 — 1 号
令和3年4月1日

建設工事関連業務業者 各位

焼津市長 中野 弘道
(総務部契約検査課)

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領について（お知らせ）

日頃、本市建設行政にご協力を賜り深く感謝申し上げます。
標記の件について、建設工事関連業務委託の品質確保とダンピング受注対策として、
下記のとおり要領を制定しましたのでお知らせします。

記

- 1 要領名 焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領
- 2 施行日 令和3年7月1日
- 3 対象業務 競争入札による予定価格 50 万円を越える建設工事関連業務を対象とする。ただし、特殊な技術を要する業務委託、特別な事情等があると認められる場合を除くものとする。
- 4 その他
 - (1) 制定要領は、次の市ホームページへ掲載しましたのでご確認願います。
ホーム>事業者向け>建設工事・関連委託の入札契約制度>関連例規など
<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/reiki-top.html>
 - (2) 令和3年7月1日以降、公告又は指名通知をする案件から適用します。
 - (3) 役務の提供の要素を含む積算基準がない業務委託（樹木管理、漏水調査、下水道管路施設調査、交通量調査等）は、対象外とします。

担当：契約検査課 契約担当
電話：054-626-1119
FAX：054-626-1136